平成２５年（フ）第６１５号
静岡県浜松市東区原島町426番地の11
債務者　鈴木　竜也
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６１８号
静岡県浜松市北区細江町気賀1106番地の４、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀9513番地
債務者　夏目　幸江
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
栃木県鹿沼市戸張町2289番地14　コーポベルコーレＡ棟101号室
債務者　寺崎　正明
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１７号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地934
債務者　源内　則惠
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５０号
東京都小金井市中町４丁目８番３号コーポ夫馬202
債務者　小茂田美加
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０７１号
東京都小平市仲町67番地ロアジ102
債務者　坂巻　久美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
島根県浜田市竹迫町2371番地１　101
債務者　今田　勝吾
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５４号
島根県浜田市竹迫町2371番地１　101
債務者　今田精一郎
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５５号
島根県浜田市竹迫町2371番地１　101
債務者　今田スヱ子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１７６号
釧路市中島町１番222号　ロジェ中島２号202号
債務者　樹下　玲子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２０２号
釧路市武佐１丁目53番16号
債務者　盛岡　篤志
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１８号
東京都東村山市栄町２丁目６番地10カーサペリオーレ307
債務者　元番　一人
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８８号
栃木県宇都宮市上横田町746番地２
債務者　戸﨑　照子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９６号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目28番地１　ヴィラ・ディラ205号、前住所栃木県鹿沼市緑町１丁目２番５号　グリーンヒルズ107
債務者　鳥水マツノ
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９８号
栃木県足利市福居町1957番地９　ア・ラモードＢＢ１―103
債務者　皆川　健介
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係